

藤華医療技術専門学校ポリシー

(看護学科、理学療法学科、作業療法学科、助産学科)

藤華医療技術専門学校は、医療系の専門学校として3つのポリシーを共有し人材育成を行っている。

1. アドミッション・ポリシー(入学者受入方針)

<教育理念>

本校における看護師・理学療法士・作業療法士・助産師養成の教育理念は、医療の基盤となる知識・技術及び態度を学び、豊かな教養と礼儀・感謝の精神を身につけ、広く地域社会に貢献し、生涯にわたり自己を啓発できる人材を育成することである。併せて、本学園経営の姉妹校との連携を図り、保健・医療・福祉との関連性を深められるようにする。

本校は、上記の教育理念に基づいて、次のような人材を求め、品格を備えた医療人の育成を行います。

- (1)人が好きで、人を思いやることができ、人の援助に意欲を持って取り組む人物
- (2)医学や医療・保健・福祉分野に関心度が高く、医療分野で社会に貢献したいという目的意識と情熱を持っている人物
- (3)学習意欲ならびにチャレンジ精神が旺盛で、主体的に学習する意志のある人物
- (4)コミュニケーション能力を高めるよう入学後も継続して自己研鑽する人物

2. カリキュラム・ポリシー(教育課程編成・実施方針)

<教育目的>

看護師・理学療法士・作業療法士・助産師に必要な知識・技術及び態度を習得させると共に、豊かな人間性を養い、保健・医療・福祉の進展に貢献できる看護師・理学療法士・作業療法士・助産師を育成する。

<教育目標>

- (1)看護師・理学療法士・作業療法士・助産師に必要な基礎的知識・技術及び態度を身に付ける。
- (2)生命を尊び、他者の意思を尊重する豊かな感性を養う。
- (3)保健・医療・福祉でのチームにおける看護師・理学療法士・作業療法士・助産師の役割を自覚し、社会の要請に応じた業務を実践する能力を養う。
- (4)看護・理学療法・作業療法・助産の向上を目指すとともに、自己の看護観・理学療法観・作業療法観・助産観を深めるよう常に研鑽する態度を身に付ける。
- (5)学園の建学の精神を尊重し、本校と姉妹校との連携を図り協力する態度を養う。

3. ディプロマ・ポリシー(卒業、学位授与方針)

教育理念に基づき、所定の修業年限以上在学し、全課程について単位の認定を受け、下記の能力を身につけた学生は、卒業が認定される。

- (1)人の尊厳と多様な価値観を理解し、高い倫理観をもって健康を支援していく能力を有している。
- (2)医療人として必要な専門的知識と技術を修得し、人の身体機能上の問題に対して、根拠に基づく論理的思考をもって解決する能力を有している。
- (3)医療専門職の一員として自己の責任を自覚し、多職種間との信頼関係を構築し、協働する能力を有している。
- (4)国際的な広い視野から問題を捉え、解決する意欲と能力を有している。
- (5)知識と技術の向上のために、自ら学ぶ意欲と能力を有している。
- (6)医学の進歩と社会システムの複雑化を見据え、自己の専門性を発揮して地域社会に貢献する意欲と能力を有している。

藤華医療技術専門学校 学則(抜粋)

単位認定・評価及び卒業

(単位認定及び評価)

第21条 学校長は、第8条の規定による教育課程の定めるところにより、各学年ごとに修了すべき各教科目について試験を行う。ただし、実習については、実習の内容をもって評価する。

- 2 各教科目ごとに学則に定める時間数の3分の1をこえて欠席した者は、当該教科目について前項に規定する試験を受けることができない。ただし、学校長がやむを得ないと認める理由により欠席したときは、この限りでない。
- 3 履修規定については学校長が別に定める。
- 4 単位修得は、出席状況、課題レポート等を資料として試験により総合的に評価し、認定する。
- 5 試験及び実習の成績は、点数で表し、各教科目とも100点満点とし、それぞれ60点以上をもって合格とする。
- 6 実習を欠席した者は、学校長が別に定めるところにより当該教科目の再実習を受けなければならない。
- 7 放送大学やその他の大学もしくは高等専門学校又は以下の資格に係る学校もしくは養成所で、保健師助産師看護師学校養成所指定規則別表三及び三の二に規定されている教育内容と同一内容の科目を履修した者の単位の認定については、本人からの申請に基づき個々の既修の学習内容を評価し、本校における教育内容に相当するものと認められる場合には、総取得単位数の二分の一を超えない範囲で本校における履修に替えることができる。(歯科衛生士、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、臨床工学技士、義肢装具士、救急救命士、言語聴覚士)

(単位認定会議および卒業)

第22条 学校長は、第21条に定める教育課程の成績評価に基づいて、単位の認定の会議を行う。

- 2 所定の修業年限以上在学し、第8条に定める全課程について単位の認定を受けた者に、卒業証書を授与する。

(称号の授与)

第23条 前条により、専門課程(看護学科、理学療法学科、作業療法学科)を卒業した者には、専門士(医療専門課程)の称号を授与する